

「米国人」とは、以下を意味します。

- (1) 米国の法律または規制に基づき米国の居住者とみなされる個人。
  - (2) 以下のいずれかに該当する法人その他の組織。
    - ① (a) 会社 (corporation)、組合 (partnership)、有限責任会社 (limited liability company) またはその他の企業体 (business entity) (総称して、以下「会社等」という。) のうち、米国の連邦法または州法に基づき設立されたもの(当該会社等の米国外の代理店、支店を含む。)
    - (b) 設立の場所にかかわらず、主として受動的な投資のために設立された会社等 (投資会社 (investment company)、ファンドまたはこれらに類似する組織等。但し、米国外に主たる営業拠点を有する米国外の組織体に係る従業員または役員のための従業員給付制度 (employee benefit plan) または従業員年金制度 (employee pension scheme) を除く。) であって、以下のいずれかに該当するものに限る。
      - a) 一人以上の米国人によって直接または間接に所有され、当該米国人 (米国商品先物取引 委員会規則 4.7 (a) (CFTC Regulation 4.7(a)) に定義される適格資格者 (Qualified Eligible Person) を除く。) が直接または間接に合計で10%以上の受益持分を保有しているもの。
      - b) 米国人が、無限責任社員 (general partner)、業務執行社員 (managing member)、業務担当社員 (managing director)、または当該会社等の行動を指揮する権限を有するその他の職位にあるもの。
      - c) 米国SECに登録されていない証券に投資することを主たる目的として、米国人によりまたは米国人のために組成されたもの。
      - d) 米国人が直接または間接に50%超の議決権付持分または無議決権持分を保有しているもの。
    - (c) 米国外の会社等の、米国に所在している代理店または支店。
    - (d) 米国内に主たる営業拠点を有する会社等。
  - ② 米国の連邦法もしくは州法に基づいて創設もしくは設立された信託 (trust)、または創設・設立の場所にかかわらず、以下のいずれかに該当する信託。
    - (a) 一人以上の米国人が当該信託の全ての重要事項の決定につきコントロールする権限をもっているもの。
    - (b) 信託の運営またはその設立書類が一以上の 米国裁判所の管理下にあるもの。
    - (c) 委託者、創設者、受託者または当該信託に関連する決定につき責任を負っているその他の者が米国人であるもの。
  - ③ 故人が生存中どこに居住していたかにかかわらず、その遺言執行者または管財人が米国人である故人の遺産。
- (3) 米国法に従って設立・管理されている従業員給付制度。

- (4) 米国外または米国のディーラーまたはその他の受託者 (fiduciary) によって、米国人のため、または米国人の計算で保有されている、一任勘定、一任でない投資勘定またはこれらに類似する勘定 (遺産または信託を除く。)

上記の定義において、「米国」とはアメリカ合衆国 (各州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、およびその支配権の及ぶその他の全ての地域を意味するものとします。

以上

当資料は、HSBC アセットマネジメント株式会社が米国の法規制をもとに、米国人の定義に係る説明を行うことを目的に作成したものです。当資料の記載内容等は 2014 年 12 月時点のものであり、今後変更されることがあります。

HSBC アセットマネジメント株式会社